

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 株式会社へいせい
法人番号: 7290001033113
住 所: 福岡県糸島市前原西5丁目1番31号
- 指名停止措置期間: 令和4年3月16日から令和4年4月15日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 九州地方測量部管内
- 事実概要:

株式会社へいせいは、林野庁九州森林管理局鳥栖治山事業所発注の公共工事4件及び民間工事2件において、専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならないにもかかわらず、1人の技術者を複数の工事現場に兼任して置き、工事現場ごとに、専任の者を置かなかった。

このことが、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和4年2月2日に福岡県知事より指示処分を受けたものである。

- 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社へいせいの上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋秀己 電話 029-864-6870 (直通)